

## 「特定抗争指定暴力団」の指定

大阪弁護士会 民暴委員会委員  
心齋橋中央法律事務所 弁護士 荻野 数馬

### 1 特定抗争指定

2022年12月8日、岡山県・兵庫県・愛知県・三重県の公安委員会は、暴力団対策法に基づき、六代目山口組（神戸市灘区）と池田組（岡山市）を、「特定抗争指定暴力団」に指定しました。これは、2022年10月に池田組の組長が襲撃されるなど、六代目山口組と池田組との間に対立抗争が発生したためです。このほか、2020年1月に、六代目山口組と神戸山口組（神戸市中央区）が「特定抗争指定暴力団」に指定されており、現在も指定が継続されています。

### 2 特定抗争指定の効果

特定抗争指定がなされた場合、あわせて「警戒区域」が定められます。六代目山口組と池田組との対立抗争では、岡山市・神戸市・名古屋市・桑名市が「警戒区域」に定められました。

「警戒区域」では、暴力団事務所を新設すること、対立する暴力団員につきまとうことや、対立する暴力団事務所付近をうろつくこと、多数で集合することなどが禁止されます。また、「警戒区域」内にある暴力団事務所にも立ち入ることも禁止されています。違反した場合には懲役刑が科せられる場合もあります。

このように、暴力団対策法は、対立抗争が発生した場合に、挑発行為や襲撃の準備行為ができないようにして、対立抗争の激化を未然に防止するための対策を定めています。

### 3 付近住民の対策

以上のとおり、「警戒区域」内の暴力団事務所には立入りができないため、暴力団事務所内は無人的になります。しかし、特定抗争指定が取り消された場合には、「警戒区域」の定めもなくなるため、暴力団員が戻ってきます。特定抗争指定が取り消されるということは、対立抗争が解消しているわけですが、暴力団の特性上、いつまた対立抗争が発生させ、付近住民が被害を受けるかも分かりません。

このため、特定抗争指定がなされた時点で、警戒区域内の暴力団事務所につ

いて、使用禁止を求める訴訟を提起することが考えられます。この訴訟で付近住民側の請求が認められれば、特定抗争指定が取り消されたとしても、暴力団事務所として使用されることはありません。

暴力団事務所の使用禁止を求める訴訟については、2022年1月の当コラム等<sup>i</sup>でも取り上げていますので、そちらもあわせてご参照ください。

また近隣に暴力団事務所があることで悩んでいる方がおられましたら、暴力追放推進センターにご相談ください。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載

---

<sup>i</sup> 2022年1月の当コラム等 民暴弁護士のコラム2022年1月「暴力団事務所の危険性と使用差止請求について」小谷知也弁護士